



21川人委調第491号

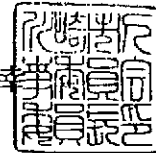
平成22年2月24日

川崎市議会

議長 潮田 智信 様

川崎市人事委員会

委員長 平林 武



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成22年2月17日付け21川議議第747号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第1号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

この条例案は、労働基準法の一部改正に伴い、時間外勤務手当の支給に代えた代替休制度を新設しようとするものであり、異議はありません。

議案第2号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、労働基準法の一部改正に伴い、正規の勤務時間外に勤務した時間と、週休日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が、月に60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合を改定すること等をするものであり、異議はありません。

議案第3号 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、国家公務員退職手当法の一部改正により、国家公務員に支給する退職手当について新たな支給制限及び返納の制度が設けられたことに伴い、本市においても国の措置に準じて退職手当の新たな支給制限及び返納の制度を導入しようとするものであり、異議はありません。